

余暇ツーリズム学会 学会表彰規程

(目的)

第1条 余暇ツーリズム学会(以下、「本会」という)は、余暇、ツーリズム、およびその隣接諸学に関する理論または応用について、学術の進歩および普及に貢献するところが大きいと認められたものを表彰し、学会および学術の発展をはかることを目的として、学会表彰制度を設ける。

(学会表彰の種類)

第2条 学会表彰は、次の2種とする。

- 一 論文表彰
- 二 著書表彰

(論文表彰)

第3条 論文表彰は、会員が前年度に著述した査読付き論文のなかで学術水準が高いと認められたものを表彰する。

- 2 論文表彰は、前年度の余暇ツーリズム学会誌に投稿された査読付き論文の中から、編集委員会の推薦を経て、研究推進委員会が選出する。ただし、研究推進委員会は、特に必要と認めた場合には、上の期間の範囲にかかわらず、論文を選定し、審査の対象とすることができる。
- 3 表彰する論文の数は、若干数とする。

(著書表彰)

第4条 著書表彰は、会員の推薦を受けた著書のなかで学術水準が高いと認められたものを表彰する。

- 2 著書表彰は、前年度に刊行された著作のうち、会員により自薦他薦を問わず推薦されたものなかから研究推進委員会が選出する。推薦者は所定様式により応募し、推薦する著書3冊を研究推進委員会に提出するものとする。ただし、研究推進委員会は、特に必要と認めた場合には、上の期間の範囲にかかわらず、著書を選定し、審査の対象とすることができる。
- 3 著書表彰の対象は、単著の場合は本会の会員が著者であるものとし、共著書の場合は著者数の3分の1以上が本会の会員であるもの、編書または編著書の場合は執筆者数の3分の1以上が本会の会員であるものとする。
- 4 表彰する著書の数は、若干数とする。

(決定の方法)

第5条 学会表彰の決定は、研究推進委員会が行う。なお、決定事項を理事会に報告するものとする。

- 2 研究推進委員会の構成員が推薦者である場合、当該構成員を該当する表彰の選考において除外する。
- 3 研究推進委員会の構成員が、論文表彰の選考対象となる論文の著者である場合、または著書表彰の選考対象となる著書の著者または推薦者である場合、当該構成員を該当する表彰の選考において除外する。

(本規程の改定)

第6条 本規程の改定は、理事会でこれを行う。なお、改定された規程は総会において報告する。また、会員に公表する。

(その他)

第7条 本規程に定めない事項および本規程の運用に関し必要な事項は、研究推進委員会で検討し、理事会において決定する。

(経過措置)

第8条 本規程第3条に定める各表彰は、本規程施行前の各表彰と、次の各号に定める対応とする。

- 一 論文表彰 (本規程施行前) 学術部門論文賞
- 二 著書表彰 (本規程施行前) 学術部門著書賞

(附則)

本規程は、2022年10月1日より施行する。

申し合わせ事項

- 受賞者には、以下の記念品および表彰状等を授与する。
 - 論文表彰 表彰状および表彰金(10,000円)
 - 著書表彰 表彰状および表彰金(10,000円)
- 共著による論文、著書に対して、表彰金は論文、著書ごとに所定額を授与する。なお、表彰状は本会の会員である著者全員に授与する。

以上